

社会福祉法人 高山市社会福祉協議会 行動計画

職員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年8月1日から令和6年7月31日までの5年間。

2. 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

- 令和1年8月1日～ 法に基づく諸制度の調査。
- 令和2年4月1日～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布する。

目標2 令和6年7月までに、職員全員の所定外労働時間の削減の為の措置を実施する。

〈対策〉

- 各年 8月 所定外労働の現状を把握。
- 各年 9月 社内会議で現状を周知後、各部署において分析。
- 各年 12月 時間外労働適正化の検討をおこない、取組の具体化。
- 令和5年4月 取組み結果についての評価及び課題点の対応を検討。
- 令和6年4月 再度、取組み結果の評価、次期間に向けた課題抽出。
- 随時 事業所内広報誌によるノー残業ダイの周知・徹底